

安全データシート

[製品名]

KC アセトン

1. 化学品及び会社情報



住所 大阪府大阪市浪速区難波中3-15-20
電話番号 06(6646)5512 FAX 06(6646)5513
作成日 2016年06月01日
改定日 2022年04月01日

株式会社クニ・ケミカル

No.26114

推奨用途及び使用上の制限: 工業用の溶剤他

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

爆発物	区分に該当しない(分類対象外)	自然発火性液体	区分に該当しない
可燃性ガス	区分に該当しない(分類対象外)	自然発火性固体	区分に該当しない(分類対象外)
エアゾール	区分に該当しない(分類対象外)	自己発熱性化学品	分類できない
酸化性ガス	区分に該当しない(分類対象外)	水反応可燃性化学品	区分に該当しない(分類対象外)
高压ガス	区分に該当しない(分類対象外)	酸化性液体	区分に該当しない(分類対象外)
引火性液体	区分 2	酸化性固体	区分に該当しない(分類対象外)
可燃性固体	区分に該当しない(分類対象外)	有機過酸化物	区分に該当しない(分類対象外)
自己反応性化学品	区分に該当しない(分類対象外)	金属腐食性化学品	区分に該当しない
		鈍性化爆発物	区分に該当しない

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分に該当しない		
急性毒性(経皮)	区分に該当しない		
急性毒性(吸入ガス)	区分に該当しない(分類対象外)		
急性毒性(吸入蒸気)	区分に該当しない		
急性毒性(吸入粉じん)	区分に該当しない(分類対象外)		
急性毒性(吸入ミスト)	分類できない		
皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない		
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分 2B		
呼吸器感受性	分類できない		
皮膚感受性	区分に該当しない		
生殖細胞変異原性	分類できない		
発がん性	分類できない		
生殖毒性	区分 2		
授乳期追加区分	分類できない		
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3	気道刺激性、麻酔作用	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1	中枢神経系、呼吸器、消化管	
誤えん有害性	分類できない		

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性)	区分に該当しない	オゾン層への有害性	分類できない
水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない		

絵表示又はシンボル



危険

注意喚起語

危険有害性情報

- H225: 引火性の高い液体及び蒸気
- H320: 眼刺激
- H335: 呼吸器への刺激のおそれ
- H336: 眠気又はめまいのおそれ

- H361: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
 H372: 長期にわたる, 又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、消化管の障害

注意書き

【安全対策】

- P201: 使用前に取扱説明書入手すること。
 P202: 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 P210: 熱, 高温のもの, 火花, 裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 P233: 容器を密閉しておくこと。
 P240: 容器を接地しアースをとること。
 P241: 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
 P242: 火花を発生させない工具を使用すること。
 P243: 静電気放電に対する措置を講ずること。
 P260: 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 P264: 取扱い後は手をよく洗うこと。
 P270: この製品を使用するときに, 飲食又は喫煙をしないこと。
 P271: 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
 P280: 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- P370+P378: 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。
 P304+P340: 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し, 呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P312: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
 P303+P361+P353: 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
 P305+P351+P338: 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P337+P313: 眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。
 P308+P313: ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。
 P314: 気分が悪いときは医師の診察／手当てを受けること。

【保管】

- P403+P233: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 P403+P235: 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 P405: 施錠して保管すること。

【廃棄】

- P501: 内容物／容器を, 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託して適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名又は一般名	アセトン (Acetone)
別名	2-プロパノン (2-Propanone) ジメチルケトン (Dimethyl ketone)
略号	
成分及び濃度又は濃度範囲	95.0%以上
組成式又は構造式	(CH ₃) ₂ CO
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	(2)-542
CAS No.	67-64-1
TSCA	2-Propanone
EC No.	Acetone 200-662-2

分類に寄与する不純物及び安定化添加物
 情報なし

4. 応急措置

- 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は医師を呼ぶこと。
 皮膚に付着した場合 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぎ取り去ること。
 適温の緩やかな流水により、15分以上洗浄する。
 皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。
 気分が悪い時は医師を呼ぶこと。
 脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。
 眼に入った場合 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。

<p>飲み込んだ場合</p> <p>急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状</p> <p>応急措置をする者の保護に必要な注意事項</p> <p>医師に対する特別注意事項</p>	<p>水で数分間、注意深く洗うこと。</p> <p>一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。不十分であると不可逆的な眼の傷害を生ずるおそれがある。</p> <p>眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は医師を呼ぶこと。</p> <p>口をすすぐこと。</p> <p>吐かせないこと。</p> <p>唾液分泌過多、顔面紅潮、咳、めまい、し眠、頭痛、咽頭痛、意識喪失、吐気、嘔吐。</p> <p>救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。</p> <p>情報なし</p>
<p>5. 火災時の措置</p> <p>適切な消火剤</p> <p>使ってはならない消火剤</p> <p>火災時の特有の危険有害性</p> <p>特有の消火方法</p> <p>消火を行う者の特別な保護具及び予防措置</p>	<p>小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤</p> <p>大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤</p> <p>棒状注水</p> <p>火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。</p> <p>極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。</p> <p>加熱により容器が爆発するおそれがある。</p> <p>引火性の高い液体及び蒸気</p> <p>散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。</p> <p>引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。</p> <p>危険でなければ火災区域から容器を移動する。</p> <p>移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。</p> <p>消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。</p> <p>消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p> <p>風上から消火する。</p>
<p>6. 漏出時の措置</p> <p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p> <p>環境に対する注意事項</p> <p>封じ込め及び浄化の方法及び機材</p> <p>二次災害の防止策</p>	<p>作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。</p> <p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。</p> <p>風上に留まる。</p> <p>低地から離れる。</p> <p>密閉された場所に入る前に換気する。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p> <p>河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p> <p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。</p> <p>少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。</p> <p>大量の場合、盛土で困って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</p> <p>危険でなければ漏れを止める。</p> <p>漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。</p> <p>蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。</p> <p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。</p>
<p>7. 取扱い及び保管上の注意</p> <p>取扱い</p> <p>技術的対策</p>	<p>「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。</p> <p>製造業者が指定する防爆の電気、換気、照明機器及び防爆用工具のみを使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。-禁煙。</p> <p>静電気対策のために、装置、機器などの接地を確実にを行う。</p>

安全取扱注意事項	<p>液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。 眼への刺激性があるので眼に触れないようにする。 眠気又はめまい、呼吸器の刺激、器官の損傷のおそれがあるので、本製品に接触、吸入、飲み込みをしてはならない。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。</p>
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	高温物、スパーク、火気を避け、酸化性物質、有機過酸化物との接触を避ける。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	<p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。 施錠して貯蔵すること。</p>
安全な容器包装材料	<p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 鋼、ステンレス鋼及びアルミニウムは容器として耐久性がある。 種々なプラスチックを侵すので使用を避ける。 国連容器包装等級 2</p>

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	作業環境評価基準	500 ppm
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	日本産業衛生学会(2020年) ACGIH ⁴⁾	200 ppm、 470 mg/m ³ TLV-TWA 250 ppm TLV-STEL 500 ppm
設備対策	<p>製造業者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。 「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に掲示すること。</p>	
保護具 呼吸用保護具	<p>安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。 適切な呼吸器保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器)を着用すること。</p>	
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。	
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること	
皮膚及び身体の保護具	保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等製造業者が指定する保護具を着用すること。	
特別な注意事項	情報なし	

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体	pH	情報なし
色	無色	動粘性率	0.32 cP (20°C)
臭い	特有の刺激臭	溶解度	水に易溶。エタノール、エーテル、クロロホルムに可溶。
融点/凝固点(°C)	-95	n-オクタノール/水分分配係数(log 値)	-0.24
沸点又は初留点及び沸点範囲(°C)	56	蒸気圧	239.5 hPa (20°C)
可燃性	可燃性液体	密度又は相対密度	0.788 (25°C/25°C)
爆発限界下限界及び爆発上限界	2.2~13 vol%	相対ガス密度	2.0 g/cm ³
/可燃限界		粒子特性	情報なし
引火点(°C)	-18 (C.C.) ⁴⁾	その他のデータ	情報なし
自然発火点(°C)	465		
分解温度(°C)	情報なし		

10. 安定性及び反応性				
反応性	情報なし			
化学的安定性	日光や空気にさらされると過酸化物質を生成し爆発性となる。 アセトンの入っている容器は、-9℃～15℃付近の温度で爆発性混合気を生成する。			
危険有害反応可能性	無水クロム酸、過塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウムなど強酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。 塩酸の存在下、アセトンにクロロホルムを加えると高い発熱反応起こす。			
避けるべき条件	フレイム及びスパーク発生装置から遠ざける。			
混触危険物質	酸化性物質			
危険有害な分解生成物	加熱分解により有害な蒸気、ガス(一酸化炭素、二酸化炭素)など。			
11. 有害性情報	(内は GHS 国連分類基準)			
急性毒性(50%致死量等)				
経口毒性				
経口毒性区分	ラット LD50 5,800 mg/kg など ²⁾	より、	区分に該当しない。	
経皮毒性				
経皮毒性区分	ウサギ LD50 > 7,400 mg/kg など ²⁾	より、	区分に該当しない。	
吸入毒性(ガス)				
ガス吸入毒性区分	GHS の定義における液体である。	より、	分類対象外。	
吸入毒性(蒸気)				
蒸気吸入毒性区分	ラット LC50(4 時間) 32,000 ppm など なお、LC50 値が飽和蒸気圧濃度(236,920 ppm)の 90%より低いため、ミストを含まないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。 ²⁾	より、	区分に該当しない。	
吸入毒性(粉じん)				
粉じん吸入毒性区分	GHS の定義における液体である。	より、	分類対象外。	
吸入毒性(ミスト)				
ミスト吸入毒性区分	データ不足。	より、	分類できない。	
皮膚腐食性/刺激性				
皮膚刺激性区分	ウサギに本物質 0.01 mL を適用した皮膚刺激性試験において、刺激性はみられなかったとの報告があることから、区分外とした。 ²⁾	より、	区分に該当しない。	
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性				
眼刺激性区分	ウサギを用いた多数の眼刺激性試験において、強い刺激性が認められており、結膜浮腫や角膜壊死、角膜中心部の厚さの増大などがみられた。また、本物質の適用により角膜上皮は破壊されるが、基質までは至らず 4-6 日で回復性を示し、本物質は腐食性の眼刺激性ではないとの報告がある。以上の結果から区分 2B とした。 ヒトの疫学情報において、本物質の蒸気ばく露により眼刺激性を示したとの報告がある。なお、本物質は、EU DSD 分類において「Xi; R36」、EU CLP 分類において「Eye. Irrit. 2 H319」に分類されている。 ²⁾	より、	区分 2B。	
呼吸器感受性				
呼吸器感受性区分	区分 2B(眼刺激)。			
皮膚感受性				
皮膚感受性区分	データ不足。	より、	分類できない。	
生殖細胞変異原性				
生殖細胞変異原性区分	マウス耳介腫脹試験及びモルモトを用いたマキシマイゼーション試験において陰性を示したとの報告があり、本物質は感受性物質ではないとの報告もある。以上の結果より区分外と判断した。 ²⁾	より、	区分に該当しない。	
	in vivo では、マウス及びハムスターの赤血球を用いる小核試験で陰性、in vitro では、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の非代謝活性化系でのみ一例の陽性結果があるが、その他、細菌を用いる復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞			

発がん性	<u>変異原性区分</u>	胞を用いる遺伝子突然変異試験、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験でいずれも陰性である。ガイドランスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。 ²⁾ より、分類できない。
生殖毒性	<u>発がん性区分</u>	ACGIH で A4、EPA で D のため、「分類できない」とした。 ²⁾ より、分類できない。
授乳影響の有害性(追加区分)	<u>生殖毒性区分</u>	疫学調査で流産への影響なしという報告がある。ラットを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性(体重増加抑制)がみられる高濃度ばく露(11,000 ppm (26.1mg/L))で胎児体重減少がみられ、胎児の奇形の発現率に有意な増加はみられなかったが、1 つ以上の奇形のある児を持つ母動物の増加(11.5%)(対照群:3.8%)が報告されている。また、マウスを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性(肝臓の相対重量増加)がみられる高濃度ばく露(6,600 ppm (15.6 mg/L))で胎児体重減少、後期吸収胚の増加が報告されている。EHC では、ヒトと動物で更に検討が必要であるとの記載がある。したがって、区分 2 とした。 ²⁾ より、 <u>区分 2 (生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い)</u> 。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	<u>授乳期追加区分</u>	データなし。より、分類できない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	<u>単回ばく露区分</u>	ヒトにおいては、吸入経路では、アセトン蒸気のばく露で中等度の気道刺激性の報告、100 ppm(6h)の蒸気ばく露で喉及び気管の刺激、500、1000 ppm のばく露で鼻、喉、気管の刺激、100-12,000 ppm、2 分～6 時間のばく露で、鼻、喉、気管、肺の刺激の報告、めまい、嘔吐、非協調動作、協調会話の喪失、眠気、意識消失、昏睡など中枢神経抑制が報告されている。ほとんどの症状は一過性であり回復性があるが、わずかに死亡例の報告もある。経口経路では、吐き気、嘔吐、誤飲のような大量ばく露で、けん怠感、刺激、めまい、呼吸のムラ、嘔吐、胃腸障害の進行、意識障害、無反応といった中枢神経抑制、刺激が主である。実験動物では、アセトン蒸気ばく露の急性影響は、ヒト中毒の症例で見られる中枢神経系抑制と同じである。眠気、協調欠如、自律反射の喪失、昏睡、呼吸器障害、死亡が報告されている。以上より、アセトンは気道に対する中等度の刺激性及び軽度の中枢神経抑制作用があり、区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)とした。 ²⁾ <u>区分 3 (気道刺激性:呼吸器への刺激のおそれ)</u> 。 <u>区分 3 (麻酔作用:眠気又はめまいのおそれ)</u> 。
誤えん有害性	<u>反復ばく露区分</u>	ヒトでは本物質 700 ppm に 3 時間/日、7-15 年間、吸入ばく露された作業員において、職業ばく露による影響として、めまい、脱力感とともに呼吸器、胃及び十二指腸に炎症がみられたとの記述があり、再評価でも、ヒトでの本物質ばく露による標的臓器は呼吸器、消化管、神経系が中心であると報告されている。以上の結果より、区分 1 (中枢神経系、呼吸器、消化管)とした。なお、実験動物ではラット及びマウスを用いた 13 週間飲水投与試験、並びにラットの 13 週間強制経口投与試験において、いずれも区分 2 までの用量範囲で、明らかな毒性影響はみられていない。 ²⁾ <u>区分 1 (長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、消化管の障害)</u> 。
<u>誤えん区分</u>	データ不足のため分類できない。 なお、動粘性率は計算値で 0.426 mm ² /sec(20°C、CERI 計算値)であり、吸引による化学性肺炎を生じるとのデータはないが、C13 以下のケトンであることより国連分類基準では区分 2 相当である。 ²⁾ より、分類できない(区分 2)。 分類できない(区分 2:飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ)。	

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

魚類(ファットヘッドミノ)96 時間 LC50 > 100 mg/L²⁾

より、区分に該当しない。

水生環境急性区分

区分に該当しない。

水生環境有害性 長期(慢性)	難水溶性でなく(水溶解度=1.00×106mg/L)、急性毒性が低いことから、区分外とした。 ²⁾ より、区分に該当しない。		
水生環境慢性区分 オゾン層への有害性	区分に該当しない。		
オゾン層区分	モントリオール議定書付属書へ記載されていない。より、分類できない。		
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。		
焼却法	アセトンの廃油、高濃度排水、スラッジ等はそのまま又は易燃性溶剤と共に、少量ずつ焼却炉に噴射して焼却処理する。		
活性汚泥処理法	低濃度排水は活性汚泥で処理する。		
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後処分する。		
14. 輸送上の注意			
国際／国内規制			
陸上規制情報	「消防法」の定める所に従って運搬する。		
海上／航空規制情報	IMO／ICAO(国内船舶安全法・航空法)の規定に従う。		
UN No.(国連番号)	1090		
Proper Shipping Name	ACETONE		
Class(クラス)	3		
Packing Group(容器等級)	II		
Marine Pollutant(海洋汚染)	Not applicable(非該当)		
特別の安全対策	消防法の規定に従う。 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 移送時にイエローカードの保持が必要。		
15. 適用法令			
A.化審法	第2条第5項 優先評価化学物質 (114 アセトン)		
B.PRTR法	第一種指定化学物質、第二種指定化学物質 非該当		
C.労働安全衛生法	C-1 施行令 第18条の2 規則第34条の2 別表第2 名称等を通知すべき有害物 (17 アセトン)		
	C-2 施行令 第18条 規則第30条 別表第2 名称等を表示すべき有害物 (17 アセトン)		
	C-3 施行令 別表第1-4 危険物・引火性の物 引火点-30℃以上 0℃未満のもの		
	C-4 有機則 施行令 別表6の2 第2種有機溶剤 (1 アセトン)		
	C-5 特化則 非該当		
D.毒物及び劇物取締法	毒物 指定令第1条、劇物 指定令第2条 非該当		
E.消防法	第2条第7項別表第1 危険物第4類 引火性液体 第一石油類水溶性液体		
F.大気汚染防止法	F-1 第2条 第4項 揮発性有機化合物 環境省 100物質(環管大発第050617001)(排気) 該当		
	F-2 第17条第1項 施行令 第10条 特定物質 非該当		
	F-3 第2条第1項3、政令第1条 排出規制物質(有害物質) 非該当		
G.水質汚濁防止法	第2条第2項第1号 有害物質 非該当		
H.海洋汚染防止法	H-1 施行令 別表第1 有害液体物質 Z類 該当		
	H-2 施行規則 第30条の2の3 個品運送P 非該当		
I.航空法	施行規則 第194条 危険物告示 別表第1 引火性液体 【正副ラベル】Gー 【容器等級】2		
J.船舶安全法	危規則 第2,3条 危険物告示 別表第1 引火性液体類 【正副標札】3ー 【容器等級】II		
K.道路法	施行令第19条の13 車両の通行の制限 (独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号別表第2 (第一石油類水溶性液体)		
L.労働基準法	第75条第2項、施行規則 第35条 別表第1の2第4号		
No. 26114	7/8	2022/04/01	KC アセトン

M.麻薬及び向精神薬取締法 第2条7項 別表第4、指定令第4条
疾病化学物質 (アセトン)
麻薬向精神原料 (アセトン)

16. その他の情報

1. GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」
2. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
3. 化学品かんたん法規制チェック ezCRIC(日本ケミカルデータベース株)
4. 国際化学物質安全性カード (ICSCs)

本 SDS は JIS Z 7253:2019 に準拠しています。

※ ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の安全さ、正確さを保証するものではありません。
また、新たに情報を入手した場合は、追加又は訂正されることがあります。
すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。
本品の適性に関する決定及び特殊な条件での使用は使用者の責任において行ってください。